



〒300-2667 つくば市中別府 591-7
電話/Fax 029-847-3884
(<http://peace.arrow/jp/tsc/>)

2017年11月19日、つくば市大穂交流センターに水戸翔合同法律事務所の谷萩陽一弁護士をお招きし、第22回講演と対話の集い「安倍首相による9条改憲のねらいと闘いの展望」を開催しました。集会には31名の参加があり、谷萩氏の講演とそれに引き続く活発な討論がありました。講演概要とアンケート結果はすでに前号ニュース58号に掲載しましたが、ここでは講演内容と討論の記録を紹介します。

第22回講演と対話の集い “講演要旨と討論の記録”

第1部 講演 (13:40~15:10)

「安倍首相による9条改憲のねらいと闘いの展望」
谷萩陽一氏（水戸翔合同法律事務所所長）

第2部 全体討論 (15:25~16:30)

司会：山本千秋 氏



～谷萩陽一氏の講演内容～

◆ この間の動き

安倍首相は5月3日にビデオメッセージで、憲法9条の1項・2項を残しながら3項に自衛隊を書き込み、2020年に新憲法を施行したいと表明した。この改憲案は、国防軍を作るという自民党の改憲案とは異なる。その後、東京都議選で大敗し、内閣支持率が低下すると、スケジュールありきではなく、改憲は党主導ですすめると修正した。

5月3日の発言と歩調を合わせて、支持基盤である右翼勢力が勢いづいて、いろいろと発言をするようになってきた。高村自民党副総裁は、内閣とは関係なく国会の憲法審査会での審議を促進して、来年の通常国会末には改憲案を発議したいと提言している。

自民党憲法改正推進本部は4つのテーマ（9条改定・緊急事態条項・参院合区解消・教育無償化）で議論を進め、これが衆議院選の自民党公約に取り入れられた。

◆ 9条に3項（自衛隊の保持）を入れることの問題点

改憲案の中身以前に、改憲発議は国会のみができるので、首相という立場でこういう発言をするのは憲法尊重義務に反する。

9条1項・2項を変えないで自衛隊を持つという3項を入れると、2項と3項が矛盾する。この場合「後法は前法を廢する」という原則で3項が優先して2項が廃止されたと見做される。

改憲案の国会審議では、安倍さんではなくて憲法審査会の代表が答弁に立ち、「2項の解釈は変わりなく自衛隊を書き込むだけであり、2項と3項は矛盾しない」という説明が想定される。現在

の憲法解釈は「自衛のための必要最小限度の実力を超えるものが戦力」というものであり、「自衛のための実力だから戦力ではない」という解釈はしていない。政府解釈を動かさないで2項と3項が矛盾しないようにするには、自衛隊を持つけれども自衛のための必要最小限度の実力しか持ちませんということになる。解釈を緩めれば、1項は侵略戦争を禁止したもので自衛戦争は許されたとした上で、2項の戦力も外国を侵略する[ような戦力は持たない]と解釈して、3項の自衛隊は自衛のためだから戦力ではないという解釈もありうる。

「今の解釈と同じだから何も変わらない」というけれど、無理な解釈はやめて自衛のための戦力は持てるというように動いていく危険がある。現行憲法では戦力を持ってはいけないけれど自衛隊はいいんだと立証するために、様々な工夫をして解釈し、自衛のためと説明のつく装備しか持てないなど、自衛隊の拡大を抑えてきた。しかし、一旦自衛隊を持ってもいいと書いてしまうと、全然質が違ってくる。

安保法制のもとで、必要最小限度の意味が変わってしまっている。「存立危機武力攻撃」は他所の国が武力攻撃を受けている状態だが、これを排除するために必要な戦力も容認されることになる。

9条2項に交戦権を持たないとあるが、交戦権は「国が戦争をする権利」ではなく「戦争をする国が持っている権利」と言われている。交戦権に

は、相手国兵士の殺傷・相手国領土の占領・敵性船舶の拿捕などが含まれる。「日本は戦争をしないので、戦争の時に使う権利も要りません」としたのが、交戦権を認めないという規定の意味です。自衛のための最小限の武力行使の場合は、相手兵士を殺しても、それは交戦権とは関係ないものとしている。

集団的自衛権とかPKO活動は、我が国を防衛するための必要最低限の実力でさえないので、交戦権が無いもとで相手兵士を殺すと、正当防衛でなければ殺人罪になってしまうというのが現状である。安保法制ができたことで、交戦権に関する政府解釈も変わってくるだろう。

◆ 9条3項を設けることの政治的意味

3項で認められる自衛隊は安保法制下の自衛隊ということになるので、その自衛隊を認めると「安保法制が憲法違反」とは言えなくなる。限定的でも集団的自衛権を行使できる自衛隊が認められるので、集団的自衛権が憲法上認められたことになる。結局は解釈によって「集団的自衛権の範囲」は無制限に拡がり得る。

9条3項を加憲することで終わることはなく、軍法会議・軍事裁判所の創設、国防軍創設まで持つて行こうとするだろう。

◆ 9条3項の波及効果

憲法に「軍隊」を持つという規定が入ることによって、次のような波及効果が予想される。

戦力そのものが際限無いものになっていく。安保法制を介在させることによって、自衛のための必要最低限の実力と言っていたものが、どこまでも広がってしまう。

徴兵制・徴用制が合憲化する。憲法に自衛隊が書かれると、自衛隊に国民を強制的に加入させることも、公益として許されるという論理が使えるようになる。

自衛隊の軍事規律の強化。

軍事機密の横行。すでに特定秘密保護法で防衛秘密が規定されているけれど、憲法違反の自衛隊の情報を隠すのは憲法違反だと言いづらくなる。憲法で認められた自衛隊を動かすためだから公益性が有るということで、どんどん機密に指定されるようになるだろう。

自衛隊のための強制的な土地収用。今の土地収用法では、自衛隊の基地は「公共の利益になる事業」に該当しないので強制収容ができない。しかし自衛隊が憲法に書かれると、自衛隊が公共の存在ということになるので、強制収容もできるようになる。

自衛隊基地訴訟への影響。自衛隊に公共性が有るということになって、闘いにくくなる。

軍事費の増大。軍事費も、憲法的な公共性が有るということになると、福祉や教育を充実させるのと同じレベルで軍事費も充実させるべきという議論になり、GNP比1%枠の撤廃が容易になる。

産軍複合体、産学協同体の完成へ。安倍内閣で

防衛装備移転三原則をつくり、武器輸出を商売にしようと考えているようだが、自衛隊が憲法に書かれるともっとやりやすくなる。大学への軍事研究費提供も増えるだろう。

◆ その他の安倍改憲項目

衆議院公約には9条の問題の他に、緊急事態対応・教育の無償化・参議院の合区の解消、を掲げている。このうち、教育の無償化は憲法に書かなくては出来ないことではなく、今すぐやれば良い話であり、受けの良いものを入れて憲法改定をし易くしようというだけのものである。参議院合区解消は、各県から1人出すことの妥当性や、選挙制度そのものが今のもので良いのかという議論をすれば良く、憲法を変えなくてはならない話ではない。

国家緊急権は出来ればやってしまいたい事項だろう。国家緊急権とは、緊急時に「国家権力が立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限」であり、法律と同じ効力の有る政令を国会にかけずに出せることになる。国家緊急権は、大規模災害対策など国民が受け入れやすいものから入れて、だんだんに広げていくと考えているのではなかろうか。しかし、災害対策について言えば、すでに現在の災害対策基本法などで、災害時に相当な権限の集中ができるようになっていて、国家緊急権が必要とはいえない。

国家緊急権の行使された実例として、フランスでは2015年のパリ同時爆破テロ以降未だに緊急状態で、怪しげな人物に対する居所指定・令状なしの行政家宅捜索・集会結社の禁止など、人権を侵害するようなことが出来るようになっている。しかしこの状況下でもテロが起こっているので、テロ防止に役立っていないのではという批判が有る。国家緊急権の最悪の例はナチスドイツで、緊急大統領令を使って法律に基づかずにナチスに反対するものに弾圧を加えている。日本国憲法を作った時に当時の国務大臣が緊急事態法みたいなものを置くべきではないかという質問に対し、そういうものを置いてしまうのはせっかく緻密に作った憲法が破壊されてしまうと言って日本国憲法には緊急事態条項を置いていない。

◆ 国民投票法の問題点

国民投票法には次のような問題点が有って、憲法改定が発議されたあと、国民投票で阻止しようと言っても難しいところがある。

最低投票率の定めがないので投票した人が少なくて改憲が通ってしまう。有効投票の1/2で成立になっているので、無効票が沢山有っても数に入れない。無効票を投じた人は改憲に賛成しなかったわけだから、投票数の1/2の賛成が必要ではないか。個別投票か一括投票かの定めがない。一括投票なら「教育無償化を通して、他には目をつむって賛成しよう」という人も出てくる。

熟慮期間が30~90日と短い。

国民投票運動にも制限が有って、公務員や教員

は運動ができない。このように、改憲反対派には不利な内容で戦いにくくなっているので、まず発議させない闘いが大事だ。

◆ 阻止のための運動と展望

ここはみなさんと一緒に考えていきたい。安倍さんも、世論の状況や内閣支持率をみながら、微妙に発言を変えている。今のところ、9条加憲に対する世論調査では「わからない」が多数なので、これは問題だという世論を広げないといけない。

～全体討論の要旨～

(講) は谷萩氏からのコメント

◆ 加計問題について

加計問題では、獣医学部を作るのではなくて生物兵器を開発する学校を作るのではないかという話が出ている。長崎大学でレベル4の施設がオープンする予定もあり、生物兵器開発がスケジュールされているのではないか。

(講) ありうる話だとは思いますが、具体的な情報は持ち合わせていません。獣医師の娘の話では、獣医学部を増やしてもペットの獣医が増えるだけで産業動物の獣医が増えなくて、結局役に立たないことをやろうとしている。加計学園では他でやっていない最先端のことをやると言っているが、そこで本当にどんな研究をしようとしているかを監視していく必要があると思う。

加計学園は日本会議と関係が深い。安倍首相は日本会議の書いたシナリオを、その危険性を理解しないまま話して、それが我々に大したことではないと思わせることになっているのではないだろうか。

◆ 日本学術会議の報告書への影響

9条3項が加えられたときの波及効果として、日本学術会議の報告書「軍事的安全保障研究について」が変更を迫られるとあるが、具体的にはどういうことか。

(講) 学術会議はいろんな議論の末にこの報告書を出した。軍事研究は今まで日陰者のような扱いだったが、自衛隊が憲法に書かれると、「軍事研究はあたり前の事でしょう」ということになる。強制はないとしても、世論づくりで学術会議の報告書のレベルを変えることに結びつくだろう。

◆ 公民館の利用制限に法的根拠は無い

公民館で政治的なことをやろうとすると、いろいろ制限がかかってきている。これをどう克服していったら良いのか。

(講) 行政が必要以上に政治的中立を言うようになって、以前は後援していたイベントの後援をしなくなったり、憲法の文言が入っていると広報に載せてくれなかったりする。行政の人たちが制度をよく分かっていないくて、思い込みで判断していることが有る。公民館は社会教育施設であり、社会教育法には政治的中立ということは書かれてなくて、むしろ政治教育が大事などと書いてある。だから公民館で政治的なことをやってはいけない

安保法制反対の闘いでは、これまでにない広がりが生まれた。これ以上の広がりをつくることが必要だ。

「総がかり行動を超える総がかり運動を」をスローガンとして「安倍9条改憲 No全国市民アクション」が先日結成された。総がかり行動に取り組んだ人たちが中心になりながらも、さらに広い人たちに呼びかけ人になってもらって活動を始めたので、そういうものに結集しながら運動を広げていくことが必要だと思います。

という法的根拠は何も無いんです。裁判をやって正しい解釈をすると、だいぶ改まるのではないかと思う。

◆ 国民投票法の問題点批判

国民投票法の批判をどのようにしたら良いのか。あまり批判すると若者が投票に行かなくなる危惧が有る。

(講) そもそも国民投票にかけないことが大事なので、国民投票法の問題点を変えろといつても、それで投票するのではしょうがない。国民投票法のことを言っているのは、危ない状況にあることを分かってもらうためだ。

◆ 改憲派は一枚岩か

国会議員や直接関わっている人たちは、(憲法改正が)無理な論理で、ものすごく日本の方向を変えるということは良く理解できていると思う。彼らが一枚岩でこれを推進しようとしているのか状況を知りたい。たとえば安保法制のときは創価学会の人が国会前で演説していたように、一枚岩ではないよう思う。

(講) 自民党の中では、改憲草案があるのにこういう提案はおかしいのではという声がある。しかし、自民党は物を言わなくなっていて、現行憲法で良いのではないかという声は聞かない。

◆ 国民投票で護憲派は勝てない

国民投票すれば9条改憲に勝てるという空気が何となくあるが、それは甘いという指摘がある。国民投票法では、広告の金額・期間の制限が無く、金さえあれば半年も一年も前から一番良い時間を買い占めることができる。改憲派は電通という広告のプロを掴んでいて、ゴールデンアワーを買い占めてしまうだろう。改憲派は宣伝スケジュールを予め立てて、好きなタイミングで改憲を出せる。発議させない方向を追求しなければならない。

お金で広告とマスコミを買い取るという話は、法律上野放図にやれることなんですか。

(講) ご指摘の問題はあります。それができて不味いんではないかという議論は、国民投票法制定の時にもあった。国民投票法の条文上では、広報協議会を設けてそこが放送・新聞広告をする。そこでは賛成・反対の双方が無料で広告を流すことができるとなっている。しかし、独自の放送枠を買い取ることを制限はしていないようなので、財力によって格差が生じてしまうだろう。

◆ 幅広い連帯が必要

今朝、改憲NOの署名をやってきた。自衛隊は違憲だとか安保廃止とかの大上段の議論よりも、庶民の感覚にピンとくるような訴え方をする必要がある。自衛隊が危険なところに行くと話しても、自分のこととして考えたくない人が多いので、そこをどうにかしないといけないと感じた。

自衛隊違憲・安保廃止といった人たちだけが仲間と思ったら、3000万署名は絶対に集まらない。沖縄の翁長知事は、本当は保守で安保容認派一自衛隊は必要という考え方だけど、島ぐるみ闘争ではそんなことは絶対言わない。革新派も自衛隊即解散と言わない。他の主張は我慢して新基地反対の一点でまとまっている精神に学んで、改憲反対でも幅広い人たちと組んでいかないといけないと痛感している。

◆ 改憲の波及効果の話は若者にも響く

若い人たちが比較的改憲に賛成している。改憲の波及効果がまとめてあるが、これは若者に少しは響きそうだ。

◆ 軍隊の危険性がよく知られていない

最近、防衛研修所の教官あたりが、自衛隊の合憲化を目指して色々な出版物を出している。我々の側では、自衛隊という軍隊の持つ秘密性・人格の破壊などの危険性の宣伝や、切り込んだ論調が不足している。自衛隊の実態を若者はあまり知らないのではないか。

自衛権は必要だという意見に対しては、日本の領域を守る国境警備隊という範囲で戦力を止めれば、憲法9条に抵触しないという議論をしている。強制はないとても、世論づくりで学術会議の報告書のレベルを変えることに結びつくだろう。

◆ 3000万署名の推進について

市民アクションつくば連絡会を立ち上げ、1月のキックオフ集会を目指して、呼びかけ人・連絡会参加組織を募っている。3000万署名は、つくばでは5万筆以上集めなければいけない。

レジメの「総がかり行動を超える総がかり運動」とは具体的には何を想定して提起したのか。

(講) 日体大の清水先生のつくったスローガンで、3000万署名で、従来よりも幅広い人たちに加わっていただきて、保守的な勢力・宗教者などを含めた大運動を作っていくと言っている。総がかり行動をさらに広げた形で組織化するという意味です。

今日3000万署名をやって、若い人の反応が良かった。主婦層では「日本が軍事力を持たないと北朝鮮が怖い」と怯えている人が結構いる。そういう人には、軍備を持って戦争をしたら酷いことになるという事を具体的に話さないといけない。北朝鮮のミサイルを撃ち落としたら東京がどうなるか、戦争の具体像に思い至らないのだと思う。北朝鮮問題を平和解決することに力を注ぐことが9条改定を阻止することになる。

9条・戦争とはどういうことかを家の中で話すことが大事。日常的に話をしてほしい。

◆ 日本国憲法の国際的な評価

日本国憲法の国際的な評価がどうなのかを伺いたい。

(講) ハーグの国際会議で、日本国憲法9条のような規定を各国で持てるような運動をしようと書き込まれた。日本は戦争をしない国ということで、発展途上国や紛争国で信頼が持たれているのだけれど、ボランティア団体からは海外派兵などのために最近評価が変わりつつあるという懸念が出ている。

◆ Jアラートへの危機意識

7月に龍ヶ崎でJアラートの訓練が有ったことを知っていますか。(約7人が拳手)ここにいる人は意識が高いので、7~8割が知っていても良さそうなのに、こんなものかと思いました。

つくば市の小学校でも避難訓練が行われたという情報が有る。

以上、文責： 碓井雄一、武田潔

関連団体の活動

講演 戦争する国の作られ方
—「先の大戦」から考える—

【講師】佐々木 啓先生(茨城大学人文社会科学部准教授)
【日時】2017年12月8日(金)18時00分~20時30分
【料金】500円
【会場】つくば市並木交流センター2階大会議室(並木キャンピングセンター隣り)

安倍政権により、特設秘密法、安保法附、共謀罪など、戦前を引き継ぐ法がござる現行法でござります。また日韓は、まるで戦前の如き法がござる現行法でござります。日本は戦後もつづいてござる現行法でござります。
「12.8 不戦のつどい」では、戦後法の現行法を取扱いながら、戦前の状況に對比して、現在の状況に對比して学びます。

あなたは12月8日が日本の日か知っていますか? 日本でもかつて戦争がありました。
12月8日は第二次世界大戦の1941年、日本、米国、イギリス、オランダ領を侵略攻撃し、太平洋戦争が始まりました。第二次世界大戦が終了した1945年1月26日まで戦争がござりました。戦争を終結させました。ついで1945年8月15日、日本は戦争を終結させました。その後、平和の為の活動を繼續してきました。毎年12月8日開催してきました。
主催:「12.8 不戦のつどい 実行委員会」問い合わせ先:Tel:09-861-7320 学研労協
くみ立団体:賛同団体
新日本婦人の会つくば支部、つくば市母親連絡会、新しいつくばを創る市民の会、学研労協、新規9条会つくば、研究学園都市研究所、大学9条の会、戦争をする國づくりNOつくば、農業林漁業会議議會、産業研平和の会、つくば市平和委員会、気候研究学園都市平和委員会



『12.8 不戦のつどい』が開催されました。

2017年12月8日(金)18:00~20:30
つくば市並木交流センター

講演: 戦争する国の作られ方
～「先の大戦」から考える～

佐々木 啓(茨城大学人文社会科学部)

主催:「12.8 不戦のつどい」実行委員会

KEKの稻垣さんから『12.8 不戦のつどい』の感想が寄せられました。以下に掲載します。

不戦の日の集会に参加して

KEK九条の会 稲垣隆雄

12月8日、並木交流センターで行われた「12.8不戦の集い@つくば」に参加してきました。おりからの寒波で、底冷えのする夕べでしたが、会場の大会議室に追加の席を用意する盛況でした。私はここ数年の参加ですが、この集いは、学研労協のバックアップを得て、ながらく続けられてきたと聞いています。私の父は先の大戦では、盧溝橋から引き揚げまで、2度の招集で、延べ8年間にわたって海外戦線に従軍しました。私には、父達がそれを経てもつことになった平和への願いを、私たちが壊すわけにはいかないという思いがあります。

今年は、「戦争する国の作られ方」

～先の戦争から考える～” という演題で、

茨大の佐々木啓さんの講演とそれに対する質疑という形で行われました。佐々木さんは、日本の近現代史を研究されている新進の学者で、聴衆の平均年齢より遥かに若い方でした。プロジェクトを使って丁寧に話していただいたスライドの原稿のコピーが出回っていますので、詳しくはそちらをみていただきたいのですが、私の心の残った部分を以下に報告します。

まず、[先の大戦とは]という5枚のスライドです。

- 多くの犠牲をもたらした戦線という特徴があります：アジア各国で2000万人（日本人310万人）の死者、三光作戦や従軍慰安婦や南京虐殺などの加害、日本軍人死者230万人の内140万人が餓死であったなど
- 銃後の被害も甚大だったという特徴もあります：空襲、沖縄で地上戦、広島長崎への原爆、引き上げ過程での犠牲など
- 要するに「先の大戦は、他国に侵略し、国内外で人間の生命や尊厳をないがしろにした戦争である」と断罪できます。
- 戦争は1931年9月18日の柳条湖事件、即ち満州事変（日中戦争）に始まる。そうとらえなければならない。1941年12月8日の真珠湾とマレー半島攻撃に始まる太平洋戦争は、長い日中戦争の延長といえる。15年にわたる戦争であった。
- それなら、日本はなぜ、中国と戦争をしたのか？ その基本図式は軍部の暴走と国民の支持であった。その「軍部の暴走」と「国民からの支持」の要因を探ることが、「戦争をする国の作られ方」を明らかにすることになろう。

なぜ軍部は暴走したのか（暴走出来たのか）

1. 帝国主義的な争いにそなえる資源獲得の基地と位置付けた満蒙への執着が強かった。
2. 大日本帝国憲法では、軍部の暴走を政府や議会は制度的に止められなかった。政府や議会と軍部は、天皇の輔弼機関として天皇に直属するが、相互に

は分離していた。これは、「國務と統帥の分離」とか「統帥権の独立」という言葉で語られる。

3. 日中戦争は、陸軍（関東軍）の暴走ととらえられるが、この間に、海軍は軍拡を進めていった。海軍も暴走を手助けした。止めるものはなかった。
4. マスメディア（当時は新聞報道）の規制（1909年の新聞紙法）、自主規制（1918年、大阪朝日新聞の「白虹事件」以降顕著となった）、戦争報道で売れるという商業主義などによって、新聞は真相を知らせなくなってしまった。

なぜ国民は戦争を支持したのか

1. 経済的な苦境と政治への怒り

当時の日本は米英に深く依存する脆弱な経済体制であった。国民生活が1929年の大恐慌の影響を受けた。例えば輸出の主力である生糸はぜいたく品の原料なので、好不況の影響が著しい。欧米の不況の影響をもろに受けた。5.15事件には、陸海軍の青年将校の他に、茨城の農民決死隊も参加している。農村の疲弊、それを理解しない腐敗した政党政治や私利私欲の財閥への憤りがあった。5.15事件被告への70万の助命嘆願書にもあらわれている。

2. 中国への憎悪の拡大

例えば、国際連盟での孤立については、「中国が国際連盟を味方につけて、日本人を傷つけ、正当な権益を脅かしている」という認識が増大した。日露戦争の激戦で勝ち取った満州という意識もあった。

3. 近衛ポピュリズム：大政翼賛会

反既成政党や反財閥のムードの中で、社会正義に基づく施策、日中戦争を聖戦と呼称、などを掲げて、圧倒的人気を背負って登場し、大政翼賛会・これこそが道だと唱える。社会大衆党は他党に先立って解党し、大政翼賛会に参加する。近衛のポピュリズムである「総力戦=社会革新の図式」に乗った。

なぜこうなったかをまとめると、

- 民主的規定が制約された憲法：シビリアンコントロールの利かない軍隊、言論の自由の封殺
- マスメディアの統制及び自主規制
- まっとうな選択肢の欠如 => テロリズムへの傾斜、総力戦（大政翼賛会）によって社会革新が出来るという幻想、正に、現在の状況との類似性が高い。

再び戦争をしないための視点

1. 「戦争を支持した国民」を考える視点を持つ
“民衆の軍国主義とは民衆の素朴な夢がゆがめられた表現である”（谷川雁、1958年）
2. 民主主義社会をつくり続ける
“デモをすることによって社会を変えることは出来る。なぜなら、デモをすることによって、日本の社会は人がデモする社会に変わるからである”
(柄谷行人、2011年)

なお、講演後、いくつかの質問やコメントがありましたが、それによって私の理解が深まり、上記の報告文にも反映されていますので、それらを特に紹介はいたしません。私は、この講演を通じて、憲法の大切さと、戦前にもあったポピュリズム

ムが一定の役割を果たしたことを改めて認識できました。そしてなによりも、若い講師の力強いお話を大いに励されました。有難うございました。大変有意義なタベでした。

(2017.12.24 受信 / 事務局)

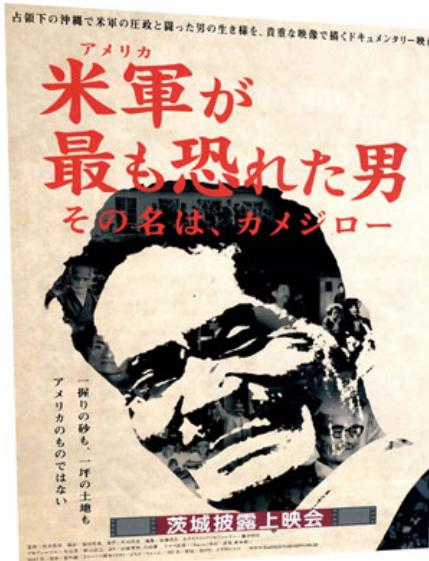
2月2日(金) カピオホール

瀬長亀次郎「カメジロー」 ドキュメンタリー映画

沖縄の今が見えてくる…。

県民の総意を無視して強行される「辺野古新基地建設」、圧倒的な声を無視して配備されるオスプレイ等、民主主義と地方自治の精神を蹂躪する歴代日本中央政府の行為は今は始まることではない。

これは沖縄だけの問題ではなく、国民全体が考えなければならない問題である。



アリカ占領下の沖縄で米軍に捕んだ男の生き様を、貴重な映像で描くドキュメンタリー映画

なぜ沖縄の人々は此を上げ続けたのか?その原点はカメジローにあった――

第二次大戦後、米軍統治下で「一時的」に島を手離す日本人がいた――「隠れ民族」。

その人々の物語を、戦後間もなく沖縄で活動した元米軍官僚の元海兵隊員の

人気作家が記録。隠れ民族たる実態、彼らの苦難を語りながら、戦後生まれて那覇で育った那覇市長の

命を死んでから、隠れ民族の政治家、海兵隊、その命からさざな失望と絶望を抱いて逝った人の生き、福島元

沖縄復帰や毎次開かれる女性を防衛者の命を守るために活動する人々――

JNN記者を持つ、当時の貴重な貴重映像の数々をふんだんに

織り込んだ「日出ヒビ」が本作で製作した歴史が目に広闊

◆上映時間◆①10時30分 ②2時 ③7時(両会場とも)

◆入場料金◆共通前売券1,100円/当日券 一般1,400円・シニア1,200円・障がい者1,000円

◆プレイガイド◆[つくば]カピオホール、ノバホール【石岡】本田生花苑(0299-23-6235)

(お問い合わせ先/029-226-3156、野崎090-4074-4964、福田090-3537-2632)

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

2017年度 会計決算報告 (会計年度2017年1月1日~12月31日)

収 入			支 出		
項目	金 額	備 考	項目	金 額	備 考
前年より繰越	191,097		講演会関係費	75,942	チラシ(カラー)、会場費等
賛同人等カンパ	45,500		通信費	63,442	ニュース送付料等
講演会場カンパ	25,700	会場にて	事務費	7,222	印刷用紙、封筒等
			協賛金等	5,700	5.3憲法フィスタ等
合 計	262,297		払込料金等	1,610	口座加入者負担
			合 計	153,916	

次年への繰越 **108,381円**

カンパのお願い

昨年、研・学9条の会は結成12周年を迎え、これまでに22回の講演と対話のつどいを開催し、58号のニュースを発行しました。これらの活動はすべて皆さんのカンパによって支えられています。

これからも、地域の関連団体と連携をとり、「安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一(3000万人)署名」の活動に取り組み、「講演と対話のつどい」などの活動も継続します。

つきましては、今年も活動を進めるためのカンパをお願いします。振込用紙を同封いたしますので、皆さまのご協力を宜しくお願いいたします。

(研・学9条の会 世話人一同)

事務局
より

これまでの賛同者数 839名

2017年 12月31日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

- ◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。
- ◎ ニュースの原稿を募集しています。
本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。
- ◎ 「会」へのお問い合わせは
安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884
武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp